

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を巡る対応について

NPO法人ファザーリング・ジャパンからの政策提言

1. 被災者への支援

(1) 被災地で生活する世帯への支援

今回の東日本大震災による死者・行方不明者は約2万人余りを数え、また震災後に当該地域から避難する世帯も多くあることから、被災地に残った世帯や仮設住宅に移り住んだ世帯におけるコミュニティの維持・創設が重要な課題となっています。特に、単身世帯や高齢世帯、子育て世帯が孤立することを防ぐためには、地方自治体などの行政機関の支援だけでは不十分であると考えますので、被災地で活動するNPOなどの支援団体に対しては国が継続的に支援をしていくべきものと考えます。さらに、当該地域を拠点とする支援団体による活動を後方支援する団体に対しても財政的な援助が求められるところです。

安心して安全に子育てをすることができる環境は、被災地においても当然確保されなければなりません。その地域で生まれた子どもが、その地域で育ち、その地域を支える人材となるためには、子育てや教育などに対する支援はもとより、地域のコミュニティを強化して郷土への愛着を深めていくことが重要です。国や地方自治体においては、そのような視点に立った支援を求めます。

(2) 被災地に住む子どもたちへの支援

被災地においては、子どもの精神的・身体的な健康の保持・増進を進める必要があるとともに、学力低下の防止策についても強く求められるところです。そこで、夏休みなどの長期休暇の際に、被災地以外への教育施設などに子どもたちを送り出し、精神的・身体的なケアを行う事業を立ち上げるべきものと考えます。また、当該施設周辺に通学・居住する大学生などをボランティアとして活用することで、子どもの学力低下の防止にもつなげていくことが必要です。さらには、こうした事業を展開することによって、被災地教師の負担軽減にも役立つものと考えます。

(3) 被災地の子どもたちと被災地以外の子どもたちとの交流事業

被災地以外の子どもたちを被災地へと送り出し、被災地の子どもたちと定期的に交流する事業を提案します。この事業の展開によって、被災地以外の子どもたちにとっては、被災地の津波の教訓を間近で知る機会となるとともに、被災地の子どもたちにとっては、全国各地の子どもたちと交流をすることで、多様な人間性を理解し、豊かな心を育むことができる機会にもつながるものと考えます。

(4) 夫への遺族年金の支給

現在、遺族基礎年金については「妻又は子で、死亡した夫又は親に生計を維持されていたこと（妻には子がいること、子については年齢などの条件がある）」、遺族厚生年金及び遺族共済年金については、夫が受給するには「妻の死亡時において55歳以上（支給開始は60歳から）」などの支給要件があり、夫が死亡した妻によって生計を維持されていた場合等であったとしても、その配偶者たる夫には遺族年金が支給されないケースがほとんどです。

今回の東日本大震災においても同様の理由で支給されない事例が存在します。国民年金法は法

第1条に書かれているとおり日本国憲法25条2項を理念に制定されており、すべての国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するための社会保障制度としてあるものです。したがって、性別によって受給できるかどうかにより差異がある現行の遺族年金制度はこの憲法25条に定められている生存権を著しく侵すものであり、今回の震災を契機として直ちに是正すべきものと考えます。

加えて、この男女による違いは、憲法第14条第1項の法の下での平等の観点からも懸念があることを付け加えておきます。

2. 震災で親を失った子等への対応

(1) 震災孤児に対する支援

今回の震災によって両親等を亡くした、いわゆる「震災孤児」は10月20日現在で、240人に上るとされています。今後の震災孤児の進路としては、親戚や児童養護施設のほか、養育里親、養子縁組などが考えられますが、なかには精神的に不安定になる子どももいることから、定期的にカウンセラーなどが面談できる体制を整備するなど、心のケアを継続的に行うことが必要です。

また、そのような状態に置かれた子どもが、将来について悲観し、自己肯定感を失うことがないように、教育的な面、財政的な面においてしっかりとフォローしていくことが求められます。

(2) 父親・母親のどちらか一方を亡くした世帯への支援

震災によって、父親・母親どちらか一方を亡くし、ひとり親世帯となった場合については、親の就業の確保を優先にするとともに、子どもについても学童や保育所などへの優先的な入所に努めるべきものと考えます。その場合、就業を失った父親については、母親と同等の就労促進支援を行うことが求められます。

3. 被曝者健康管理手帳の交付

福島第一原発の事故によって福島県内に留まらず、多くの人々が放射性物質に被曝する結果となりました。被曝による影響は、今後10～20年を経ないと現われない場合があることから、被曝者に対する継続的な健康管理が求められるところです。そこで、一定の要件に該当する希望者に対しては、「被曝者健康管理手帳」を交付して、年2回の健康診断を無料で受診できるようにし、仮に被曝による症状が現れた場合でも、医療費を免除するなどした上で安心して治療を受けられるような体制を構築すべきと考えます。

4. 放射性物質への対策

(1) 学校等における継続的な放射性物質測定

各地方自治体では、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校など、子どもが多く生活する施設において独自に放射性物質の測定を行っているところですが、これを国が財政的に支援した上で、当分の間、定期的に測定を実施すべきものと考えます。

(2) 農産物等への放射性物質測定結果の表示

福島第一原発から放出された大量の放射性物質によって、安心して農産物や海産物を摂取できない状態が生じています。特に、大人よりも放射性物質への影響が大きい子どもに対しては、子を育てる親の間で農産物等の摂取への不安が広がっているところです。

そこで、小売店など農産物等を販売する事業者に対して、放射性物質の濃度測定を実施するよう促すとともに、安心して農産物等を購入することができるような整備をより一層徹底していくことが求められます。

(3) 分離家族に対する支援

福島第一原発事故で降り注いだ放射性物質の汚染濃度が高い地域では、主たる家計を担っている者（その多くは父親）が現地で仕事を継続せざるを得ない状況の中で、その配偶者と子がその他の地域に避難（移住）し家族が分離状態に置かれているケースが生じています。分離家族は家族一体で避難した場合よりも生活費等の経済的な負担がより大きくなるおそれがありますので、所得など一定の要件に該当する世帯に対しては、東京電力による賠償金以外にも国の責任において生活費や交通費などの経済的な支援を当面の間、実施していくべきものと考えます。